

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部改正の意見募集実施結果について

1 意見募集の概要

(1) 募集期間

令和7年4月7日（月）から令和7年5月6日（火）までの間

(2) 公表資料

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部改正案の概要

(3) 公表の方法

ア ホームページ

(ア) 奈良県警察ホームページ（アドレス：<https://www.police.pref.nara.jp>）

(イ) 奈良県ホームページ

イ 資料の備え付け

(ア) 奈良県警察本部

(イ) 県政情報センター（県庁東棟1階）

(ウ) 県民お役立ち情報コーナー（4箇所）

県立図書情報館・奈良県産業会館・橿原総合庁舎・吉野町中央公民館

(4) 意見の提出方法

問い合わせフォーム、郵送

2 実施結果

提出意見数 5件（別紙のとおり）

3 結果公表期間

令和7年6月9日（月）から令和7年7月8日（火）までの間

4 公表の方法等

資料の公表は、次の方法により行います。

(1) インターネット

ア 奈良県警察ホームページ（アドレス：<https://www.police.pref.nara.jp/0000007106.html>）

イ 奈良県ホームページ

(2) 資料の備え付け

ア 奈良県警察本部

イ 県政情報センター（県庁東棟1階）

ウ 県民お役立ち情報コーナー（4箇所）

県立図書情報館・奈良県産業会館・橿原総合庁舎・吉野町中央公民館

5 お問い合わせ先

奈良県警察本部生活安全部生活環境課

電話番号：0742-23-0110（内線：3184）

別紙

No.	寄せられたご意見の概要	ご意見に関する考え方
1	<p>○ 今回の改正案で新たに設けようとしている規制の内容が、非常に広範で抽象的であるという懸念があります。憲法第94条は「地方公共団体は、法律の範囲内で条例を制定することができる」と明記しています。今回の改正案のように、国の法律（例えば刑法など）で定められていない行為を、新たに処罰の対象としたり、その内容や基準がいまいであるにもかかわらず違反者に処罰を科すような規定が盛り込まれると、「法律の範囲内で」条例を定めるという憲法第94条の原則に反するおそれがあります。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>新たに規制しようとする内容については、国の関係法令とは規制の目的が異なり、又は規制が及ばない部分を規制するものになりますが、国の関係法令に矛盾抵触することはなく、法律の範囲を逸脱するものではないと考えています。</p> <p>また、近隣府県の同種条例との均衡を考慮の上、県民の皆様にとってより良い条例となるよう改正案の策定に努めており、この条例の適用に当たっては、個人の利益を不当に侵害しないよう留意した上で、警察官への指導・教養を徹底し、適正な執行に努めてまいります。</p>
2	<p>○ 本改正案は、刑罰法規に求められてる明確性・適正手続・表現の自由との調整などの観点から見て、憲法上の要請を十分に満たしているとは言いがたく、また憲法第94条が求める「法律の範囲内」で条例制定という枠組みを逸脱している疑いが濃厚です。</p> <p>条文構成要件の限定化、国の刑罰法規との整合性の確保、表現の自由・公益目的行為に対する免責条項の導入、憲法第94条の趣旨に則した法的レビューの実施を求めます。</p>	

3	<p>○ 本条例案は、つきまといや盗撮等に対する規制を強化することを目的としているが、規定内容・構成要件の不明確さに加え、国の刑事立法との関係において、条例制定権の限界を逸脱するおそれ強い。</p> <p>本条例改正案は、憲法第94条の「法律の範囲内で」の要請、ならびに法的安定性・処罰の明確性という刑事法の基本原則に照らして再考されるべきです。</p>
4	<p>○ 本条例案は、つきまといや盗撮等に対する規制を強化することを目的としているが、規定内容・構成要件の不明確さに加え、国の刑事立法との関係において、条例制定権の限界を逸脱するおそれ強い。</p> <p>本条例改正案は、憲法第94条の「法律の範囲内で」の要請、ならびに法的安定性・処罰の明確性という刑事法の基本原則に照らして再考されるべきです。</p>

※その他今回の改正内容とは関係のない意見が1件ありました。